アメリカにおける終身刑の 最新動向について

唐春楊*

- I はじめに
- Ⅱ アメリカにおける終身刑の法的歩み及び適用の現状
- Ⅲ アメリカにおいて終身刑に対して指摘される問題点
- Ⅳ 結び

I はじめに

終身刑¹⁾は、死刑を代替できる刑罰だと多くの学者によって考えられており、日本においてもしばしばそのように議論されている。例えば、死刑廃止議連の会長を務めた亀井静香は、「日本の現状では、一気に死刑廃止までいくのは難しいので、終身刑制度を導入することから始めなければなりません。そして、国会に死刑の是非を検討する調査会をつくり三年間議論していこうとする法案を、現在死刑廃止議連で作っています。これを、死刑廃止への一里塚にしたいと思っています」²⁾と述べた。また、菊田幸一は「今やらねばならない課題は、終身刑の採用である。それを多くの市民が望んでいることも事実である」³⁾「…… (中略)

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第 18 巻第 3 号 2019 年 11 月 ISSN 1347 - 0388 ※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

本稿では、主に仮釈放のない終身刑 (Life imprisonment Without possibility of Parole, LWOP) と示すが、事実上の終身刑 (life imprisonment) も意味する。仮釈放の可能性が ある終身刑については、「仮釈放のある終身刑」(Life imprisonment With possibility of Parole, LWP) という用語を使う。

²⁾ 亀井静香「終身刑の導入は、死刑廃止の一里塚」マスコミ市民 461 号 32 頁, 34 頁 (2007)。

³⁾ 菊田幸一「終身刑導入と死刑制度の行方」世界854号201頁,212頁(2014)。

死刑のある日本において、死刑に代替する終身刑を採用するのであって、死刑がない時代、あるいは執行停止が長期(国連基準では十年以上)にわたる時代を実現できれば、国民的議論を踏まえ、その時の極刑である絶対的終身刑を見直していく展望も出てくるであろう。つまり代替刑としての絶対的終身刑は、暫定的なものであるよう努力を続けていくことを前提とする [4]と主張している。

そこで、終身刑を死刑の代替刑とすることができるのか、という問題を検討す るにあたり、本稿では、長年の歴史があり、実務上も多く終身刑を適用している アメリカを素材として、示唆を得る。アメリカでは、1972年の Furman v. Georgia 判決5)により、この当時は死刑の適用が憲法違反であるとされたが、その後、 1974 年の Schick v. Reed 事件()において、連邦最高裁は、死刑から仮釈放のない 終身刑へと減刑することは合憲であると判示した。また、一部の州では、死刑を 廃止し、その代わりに仮釈放のない終身刑を最高刑としている。このような背景 には、死刑は人の命を奪うため、残虐で異常な刑罰であるのに対し、終身刑は、 直接的に殺めるのとは異なり、より人道的な刑罰であること、「死は異なる」も のであるとして、死刑にはスーパー・デュー・プロセスが必要であるが、非常に コストが高いため、終身刑を科す方がより経済的であるといった理由がある7)。 しかし、終身刑に対しては、死刑と同様の残虐性や死刑よりも深刻な問題を含ん でいるといった批判も存在する。このような中で、アメリカにおける終身刑の運 用は未曽有のレベルに達している。そして、終身刑は深刻な刑罰であり、終身刑 受刑者の数は依然として増加しているにもかかわらず、終身刑に関する学術研究 は僅かである8)。終身刑が非死刑事件の中でも究極的な刑罰であり、死刑は法定 刑に含める犯罪としても、その中で二番目に重い刑罰である点を考慮すれば、研 究が不十分であるのは、驚くべきことだ⁹⁾という指摘もなされている。

⁴⁾ 菊田·同203頁。

⁵⁾ Furman v. Georgia, 408 U.S. 238 (1972).

⁶⁾ Schick v. Reed, 419 U.S. 256 (1974).

⁷⁾ See infra Part III note 49&52.

⁸⁾ Margaret E. Leigey, Life without parole: A Review of the Literature and Directions for Future Research. 35 CORRECTIONS COMPENDIUM, 10, 10 (2010).

⁹⁾ *Id.* at 10.

日本においては、すでにアメリカの終身刑に対して、いろいろな研究論文ない し調査報告はあったが、その分析は必ずしも妥当とは限らないと思われる。した がって、本稿では、終身刑は死刑の代替刑になりうるのかという問題意識の下、 アメリカにおける終身刑をめぐる法的歩みや現在の状況などを概観し、終身刑に 関する近年の重要な研究成果を踏まえたうえで、終身刑の現状と問題点を指摘す る。これにより、アメリカにおける終身刑の最新動向に照らして、日本での先行 研究を再検討し、今後展開される終身刑に関する研究に寄与することを試みる。

Ⅱ アメリカにおける終身刑の法的歩み及び適用の現状

終身刑は広義の概念であり、アメリカにおいては二種類がある。それは、死刑 以外の刑罰の中最高刑とされているが、極めて重大な犯罪に限らず、常習犯ない し非暴力的な犯罪に対しても適用することができる。本節は、具体例を通して、 アメリカにおける終身刑の制度上発展と適用上の現状を検討し、終身刑と死刑の 関係を把握する。

1. 仮釈放のある終身刑

アメリカの刑罰システムに関する歴史研究によると、終身刑は現代的な刑罰ではなく、拘禁刑とほぼ同じ歴史を有するものであるとされており、200年以上存在している¹⁰⁾。そして、終身刑の背後にある最初の考え方は、犯罪者が刑務所から釈放される正確な時期については、不確実であるべきということであった。すなわち、釈放されるかどうかは、刑事施設内の行為や改善更生についての努力次第であり、改善が不充分であることから社会復帰に適していないとみなされるならば、そのまま拘禁されるべきという考え方であった。また、刑務所からの釈放は、終身刑が言い渡された受刑者の絶対的な権利ではない¹¹⁾とされていた。

なお、その当時の終身刑は、仮釈放のある終身刑のみであったが、その後、各

¹⁰⁾ DIRK VAN ZYL SMIT, TAKING LIFE IMPRISONMENT SERIOUSLY IN NATIONAL AND INTERNATIONAL LAW 4 (2012).

¹¹⁾ Id. at 32.

州及び連邦の成文法により、終身刑受刑者が仮釈放前に服役しなければならない最低服役期間が設定された。例えば、1913年当時の連邦法における終身刑の最低服役期間は15年であり、アメリカで最も拘禁率が高いルイジアナ州においても、1926年からの50年間、その最低服役期間は10年半であった。また、1950年代前半には、終身刑を言い渡された受刑者の平均服役期間は、ケンタッキー州が10年、テキサス州が11年、ノースカロライナ州が14年であった¹²⁾。

改善更生という強い信念で支えられていた不定期刑は、少なくとも 20 世紀の大半において、アメリカの終身刑が本当の終身ではないことを意味していた。受刑者にとって、仮釈放は、自己改善に対する一種の「刺激」となっていたのである¹³⁾。しかし、1970 年代後半になると、不定期刑モデルは自由主義者や保守的な立法者と政策決定者から強い批判を受けた。自由主義者は、不定期の判決制度が同じ犯罪で有罪判決を受けた個人の間で広範な量刑格差を引き起こしていることを指摘し、保守派は犯罪者が「容易に出所し」、重大犯罪に対する措置が足りなかったことを主張した。そして、これらの主張は、1970 年代の刑罰思想に影響を与える新たな力として浮上した刑罰ポピュリスト運動(penal populist movement)の影響をさらに受けた¹⁴⁾。このような状況の変化から、終身刑の最低服役期間は徐々に長くなっていった¹⁵⁾。例えば、テネシー州における期間は51 年であり、カンザス州においては50 年、コロラド州の場合は40 年である¹⁶⁾。テキサス州では、2005 年以前の法改正によって、最低服役期間は以下のように変化していった¹⁷⁾。

¹²⁾ Marie Gottschalk, Sentenced to Life: Penal Reform and the Most Severe Sanctions, 9 ANNU. REV. LAW SOC. SCI. 353, 354 (2013).

¹³⁾ Ashley Nellis, Throwing Away the Key: The Expansion of Life Without Parole Sentences in the United States, 23 (1) FEDERAL SENTENCING REPORTER 27, 27 (Oct. 2010).

¹⁴⁾ PRATT, J. PENAL POPULISM (KEY IDEAS IN CRIMINOLOGY SERIES) 4 (2007).

¹⁵⁾ GOTTSCHALK, supra note 12, at 354.

¹⁶⁾ Jessica S. Henry, Death-in-Prison Sentences, in LIFE WITHOUT PAROLE: AMERICA'S NEW DEATH PENALTY?, 66, 69 (Charles J. Ogletree, JR. & Austin Sarat ed., 2012)

¹⁷⁾ 日本弁護士連合会死刑廃止検討委員会『テキサス州終身刑調査報告書』25頁(2013年8月)。

• 20 年 (1979 年) • 15 年 (1988 年) • 35 年 (1991 年) • 40 年 (1993 年)

2. 仮釈放のない終身刑

仮釈放のない終身刑を科すことは、二つのことを意味している。一つは、応報的な観点から、犯罪者が犯罪行為を行い、被害を与え、罪責を負うため、死ぬまで刑務所に留めるということである。もう一つは、実用的な観点から、犯罪者が更生できず、社会に再加入することが決して適切ではないという趣旨を伝えるというものである。これらの理由の一つまたは両方の理由で、州は受刑者を刑務所の中で死へと向かわせるのである¹⁸⁾。

仮釈放のない終身刑は、ごく最近アメリカの刑罰システムに追加された刑罰の選択肢の一つである¹⁹⁾。1972年までは、仮釈放のない終身刑を設置していたのはわずか7州のみであったのに対し、現在では、アラスカ州以外のすべての州、コロンビア特別区及び連邦法、軍事法、仮釈放のない終身刑が採用されている。

3. 死刑廃止と仮釈放のない終身刑導入の差

前述のように、アメリカでは、1972年の Furman v. Georgia 判決により、当時は死刑の適用が違憲とされたものの、1974年の Schick v. Reed 事件において、仮釈放のない終身刑が連邦最高裁の支持を得た後、仮釈放のない終身刑が幅広い範囲で導入された 20 。 Furman v. Georgia 判決以降、各州には3つの選択肢があったとされている。第一は、死刑に関する法規を改正したうえで、手続上の保障措置を導入し、死刑判決の「気まぐれさ」(capriciousness)を回避すること、第二は、死刑の代わりに終身刑を科すこと、そして第三は、死刑・終身刑以外の他の方法を考えること 21 である。しかし、各州は「永遠の排除」または「大規模

¹⁸⁾ William Berry, W. III, Life-with-Hope Sentencing, 76 OHIO ST. L. J. 1051, 1057 (2015).

¹⁹⁾ Sharon Dolovich, *Creating the Permanent Prisoners*. in LIFE WITHOUT PAROLE: AMERICA'S NEW DEATH PENALTY?, *supra* note 16, at 96, 110.

Catherine Appleton & Bent Grover, The Pros and Cons of Life Without Parole, 47 BRIT. J. CRIMINOL. 597, 598 (2007).

²¹⁾ Julian H. Jr. Wright, Life-Without-Parole: An Alternative to Death Or Not Much of a Life at All, 43 VAND. L. REV. 529, 531–532 (1990).

な追放」を約束する仮釈放のない終身刑という刑罰にますます傾斜していっ t^{22} 。

その後、Schick v. Reed 事件からわずか2年、1976年の Gregg v. Georgia 判決23)により、死刑は新たに正当化された。1974年から1976年にかけて、仮釈放のない終身刑を導入したのは、カリフォルニア州、アーカンソー州、ニューハンプシャー州、ハワイ州24)の4州のみである。ハワイ州以外の州は、死刑の代わりに仮釈放のない終身刑を導入したと考えられる。しかし、アメリカにおいて、仮釈放のない終身刑は、死刑の代替刑として考えられているものの、死刑を廃止するために創設された刑罰であると安易に言い切ることはできない。

例えば、テキサス州で仮釈放のない終身刑に関する法案が最初に提出されたの は 1999 年であった。当初の法案は、死刑相当の重罪(Capital Felonies) に対す る法定刑として、「仮釈放のある終身刑、仮釈放のない終身刑、死刑」という3 つの選択肢があったが、検察官側がこれに強く反対した。その理由は、3つの選 択肢を残した場合、陪審員は死刑ではなく仮釈放のない終身刑を選択する傾向が あり、死刑が減少するからというものであった。その後、2001年と 2003年にも 仮釈放のない終身刑に関する法案が出されたが、いずれの年も否決された。そし て、2005年の法案では、検察官の同意を得るため、死刑相当の重罪に対する法 定刑として、仮釈放のない終身刑と死刑のみを規定するように修正した結果、法 案の可決に至った²⁵⁾。そして、テキサス州における仮釈放のない終身刑の法案 の提出者であるルーシオ議員は、以下のように述べている。「私は、終身刑法案 を提出する前は死刑存置派であり、終身刑法案も、死刑の代替刑または死刑数の 減少を目的として提案したのではなく、社会復帰の可能性を皆無にしてほしいと いう被害者遺族の意思を強く反映させて、死刑存置派として終身刑法案を提出し た。その後、もともとカトリックの信者であったことや、DNA などの再鑑定に よって冤罪が明らかになったことで、死刑は廃止すべきだと考えるに至った。し

²²⁾ DOLOVICH, supra note 19, at 96.

²³⁾ Gregg v. Georgia, 428 U.S. 153 (1976).

^{24) 1957}年に、ハワイ州はすでに死刑を廃止した。

²⁵⁾ 日弁連・前掲注17) テキサス州終身刑調査報告書19頁。

かし、議会での死刑廃止の活動は進んでいない」26)。

なお、仮釈放のない終身刑を導入することにより、仮釈放のある終身刑を廃止したのは、テキサス州の他、イリノイ州、アイオワ州、ルイジアナ州、ペンシルバニア州、サウスダコタ州²⁷⁾及び連邦法である²⁸⁾。フロリダ州とワシントン州は、仮釈放制度を廃止したため、現在の終身刑は、仮釈放のない終身刑のみとなっている。

州	死刑廃止(年)	LWOP 導入(年)	州	死刑廃止(年)	LWOP 導入(年)
Alaska	1957	none	Minnesota	1911	1992
Connecticut	2012	1985	New Jersey	2007	1995
Delaware	2016	2003	New Mexico	2009	1997
Hawaii	1957	1976	New York	2007	1995
Illinois	2011	1978	North Dakota	1973	1997
Iowa	1965	1997	Rhode Island	1984	1979
Maine	1887	1841	Vermont	1964	1967
Maryland	2013	1987	West Virginia	1965	1965
Massachusetts	1984	1955	Wisconsin	1853	1994
Michigan	1846	1953	Washington	2018	1993

表 129): 死刑を廃止した州の死刑廃止年と仮釈放のない終身刑導入年

上の表は、アメリカの死刑情報センターのデータを用いて作成した表である。 その表を見ると、死刑を廃止した20州のうち7州は仮釈放のない終身刑を導入 する前に、既に死刑を廃止しているが、アラスカ州は死刑廃止後も仮釈放のない 終身刑を導入していない。そして、残りの12州のうち9州が、仮釈放のない終 身刑を導入してから10年以上を経て、死刑の廃止に至った。特にミシシッピ州

²⁶⁾ 日弁連·同 21 頁。

²⁷⁾ 岡上雅美「アメリカ合衆国における終身刑について」刑事法ジャーナル第14巻9頁, 12頁(2009)。

²⁸⁾ NELLIS, supra note 13, at 30.

²⁹⁾ https://deathpenaltyinfo.org/states-and-without-death-penalty https://deathpenaltyinfo.org/year-states-adopted-life-without-parole-lwop-sentencing, last visited Apr. 11, 2019.

は、130年も前に仮釈放のない終身刑を導入していた。死刑を存置する30の州は、仮釈放のない終身刑を導入してから10年以上が経過しているにもかかわらず、いずれの州においても死刑は廃止されていない。

表 230): テキサス州における死刑判決数

テキサス州は、仮釈放のない終身刑が導入された 2005 年以降の五年間、死刑判決が激減した³¹⁾という主張があるが、テキサス州死刑廃止連盟が作った上記の表を見ると、仮釈放のない終身刑を導入する 2005 年以前から死刑判決数はすでに減少の傾向があった。そして 2005 年以降十年間、死刑判決の数は減り続けてはおらず、横ばいであるという指摘もある³²⁾。一方、仮釈放のない終身刑に関する法律は、アメリカにおける死刑判決件数の減少に対して重要な役割を果たしていない³³⁾ものの、最初に死刑判決を受けない犯罪者、または死刑に相当する犯罪を行っていない犯罪者の刑期を二、三倍と増やした可能性がある³⁴⁾、とする主張もある。仮釈放のない終身刑導入は、せいぜい死刑判決減少の原因の一つとしか言えないであろう。

テキサス州において、仮釈放のない終身刑が導入される前は、死刑を科す可能 性がある事件10件のうち1件程度死刑を求刑し、ほぼ死刑判決を得ることがで

https://tcadp.org/wp-content/uploads/2019/01/Texas-Death-Penalty-Developments-in-2018-final-print-version.pdf last visited May. 1, 2019.

³¹⁾ 菊田・前掲注3)「終身刑導入と死刑制度の行方」209頁。

³²⁾ 大阪弁護士会死刑廃止検討プロジェクトチーム編著『終身刑を考える』 75 頁 (日本評論社, 2014)。

³³⁾ Note, A Matter of Life and Death: The Effect of Life-without-Parole Statutes on Capital Punishment, 119 HARV. L. REV, 1838, 1847 (2006).

³⁴⁾ Id. at 1839.

きており、残り9件も仮釈放のある終身刑であった。現在では、20件に1件程度の割合で死刑が求刑され、ほぼ死刑判決を得ており、残り19件は仮釈放のない終身刑が求刑され、求刑通りの判決となっている $^{35)}$ 。全体を見ると、殺人事件の被告人は終身刑の導入前と比べて、より重い懲役刑を受けるようになっている $^{36)}$ 。

このように、テキサス州における、仮釈放のある終身刑における最低服役期間の増加、仮釈放のない終身刑に関する法律案の提出者の意見、導入後の実例に鑑みると、仮釈放のない終身刑の導入は、死刑を代替してはおらず、むしろ、重大犯罪に対する仮釈放のある終身刑が厳罰化した結果であると考えられる。

一方、カリフォルニア州においては、仮釈放のない終身刑を導入してから既に 40年が経過しており、2012年と 2016年の二回に、死刑廃止についての法案の投票を行った。2012年の結果については、死刑廃止を支持する割合が 48%、反対は 52% であった37)。また、2016年の結果では、死刑廃止の支持は、46.4% まで下がり、反対は 53.6% まで上昇した38)。それと同時に、より早く死刑を執行することを促す法案が通過された。2019年 3 月、州知事の命令により、死刑の執行は一時停止することになっているものの、結局、カリフォルニア州において、死刑は依然として制度上に残されたままとなっている。

そして、2018年の State v. Gregory 事件³⁹⁾、ワシントン州最高裁の判決により、「死刑は恣意的かつ人種差別的に利用されているため無効である。死刑の適用は、犯行地、居住地、同時の予算、または被告人の人種によって異なる。我が州の死刑はいかなる合法的な刑罰目的に達していないため、州憲法第一条第14項に違反する。これにより、すべての死刑は終身刑に変わる」となった。

³⁵⁾ 大阪弁護士会・前掲注32)終身刑を考える81頁。

³⁶⁾ 日弁連・前掲注17) テキサス州終身刑調査報告書30頁。

³⁷⁾ https://ballotpedia.org/California_Proposition_34,_the_End_the_Death_Penalty_Initia tive (2012) last visited May. 1, 2019.

³⁸⁾ https://www.nytimes.com/elections/2016/results/california-ballot-measure-62-repeal-death-penalty last visited May. 1, 2019.

³⁹⁾ State v. Gregory, 427 P. 3d 621 (Wa. 2018).

4. 仮釈放のない終身刑の適用の現状

仮釈放のない終身刑の対象犯罪は、まず死刑に相当する40)、またはかつて相 当した41)犯罪である。それらの犯罪の法定刑は、州によって異なるが、多くの 州には4つの類型がある:①死刑、あるいは仮釈放のない終身刑、あるいは仮釈 放のある終身刑、②死刑、あるいは仮釈放のない終身刑、③仮釈放のない終身刑、 あるいは仮釈放のある終身刑、④仮釈放のない終身刑のみである42。立法上、 死刑を存置する州の多くでは、第一級謀殺罪により死刑が科されなかった場合、 仮釈放のない終身刑が科されなければならないと規定されている⁴³。そして、 仮釈放のない終身刑は、謀殺罪といった重大犯罪を行い、あるいは一定の重罪を 数回行った場合、必要的に科刑することができる。すなわち、有罪と認めた場合、 量刑をせず、自動的に仮釈放のない終身刑を科すことである。しかし、すべての 犯罪者に対し、必要的に科刑できるわけではない。2012年、Miller v. Alabama 事件44)において、連邦最高裁は、少年による殺人事件の場合には、必要的に科 される仮釈放のない終身刑 (mandate life in prison without the possibility of parole)が、連邦憲法修正第8条に違反すると判示した。また、その前の2010 年、Graham v. Florida 事件45)においては、連邦最高裁は、少年に対する、非殺 人犯罪を理由とする仮釈放のない終身刑は、非人道的で異常な刑罰にあたるとし、 連邦憲法修正第8条に違反するとした。しかし、その判決の適用対象はあくまで 少年犯罪者であり、成人犯罪者は含まれていない。

また、成人は非殺人犯罪を行った場合にも、仮釈放のない終身刑が科される可能性がある。 $Harmelin\ v.\ Michigan$ 事件 $^{46)}$ の判決において、連邦最高裁は、麻薬犯罪を行った者に対して仮釈放のない終身刑を科すことは、憲法に違反しないとした。その結果、多くの州が麻薬犯罪を含め、他の犯罪にも仮釈放のない終身

⁴⁰⁾ 現在の法定刑は死刑または仮釈放のない終身刑であること。

⁴¹⁾ 昔の法定刑は死刑であったが、今の法定刑は仮釈放のない終身刑である。

⁴²⁾ VAN ZYL SMIT, supra note 10, at 55.

⁴³⁾ Appleton & Grover, *supra* note 20, at 599.

⁴⁴⁾ Miller v. Alabama, 132 S. Ct. 2455 (2012).

⁴⁵⁾ Graham v. Florida, 560 U.S. 48 (2010).

⁴⁶⁾ Harmelin v. Michigan, 501 U.S. 957 (1991).

刑を導入した。また、常習犯に対し、仮釈放のない終身刑を必要的に科す法律として、「三振法」("three strikes and you are out" law)が存在する。その結果、 $8\,\rm M^{47}$ においては、仮釈放のない終身刑受刑者のうち各 30% 以上(アイダホ州が 54.1%)の者が、非殺人犯罪者であった 48)。

「三振法」というのは、すべての州が同じ規定されているのではなく、適用できる重罪の範囲(ストライクゾーン)や犯罪の回数(ストライクナンバーズ)は州によって異なる。具体例は下表の通りである。

州	「ストライクゾーン」	「ストライクナンバーズ」
Georgia ⁵⁰⁾	謀殺罪、凶器を用いた強盗罪、誘拐罪、強姦 罪、加重児童わいせつ罪、加重ソドミー罪、 加重性的暴行罪	1.0
	任意の重罪	四回
Indiana*51)	謀殺罪、強姦罪、凶器を用いた性的暴行罪、 児童わいせつ罪、放火罪、強盗罪、凶器を用 いた不法目的侵入又は同致重傷罪、麻薬取引罪	三回
	児童に対する性犯罪	二回
Louisiana ⁵²⁾	13歳未満の児童に対する性犯罪 謀殺罪、謀殺未遂罪、故殺罪、強姦罪、凶器 を用いた強盗罪、誘拐罪といった暴力犯罪、 重大麻薬犯罪53)、その他の重大犯罪54)	二回 三回

表 349): 各州における仮釈放のない終身刑を必要的に科刑する「三振法」の規定

⁴⁷⁾ アイダホ州、ワシントン州、アラバマ州、ジョージア州、カンサス州、デラウェア州、 サウスカロライナ州、ルイジアナ州である。

⁴⁸⁾ Ashley Nellis, *Life Goes On: The Historic Rise in Life Sentences in America*, WASH-INGTON, DC: SENTENCING PROJ, 1, 8 (Sep. 2013). https://sentencingproject.org/wp-content/uploads/2015/12/Life-Goes-On.pdf

⁴⁹⁾ CHARLES J. OGLETREE, JR. & AUSTIN SARAT, LIFE WITHOUT PAROLE: AMERICA'S NEW DEATH PENALTY? 4-5 (2012). 参考資料の作った表に基づいて、最新の条文を参照したうえで作った表である。

⁵⁰⁾ O. C. G. A. 17-10-7 (2010).

^{51) 2011}年のインディアナ州刑法 IC 35-50-2-8.5 の条文であり、2017年が廃止された。

⁵²⁾ RS 15: 529.1 (2018).

^{53) 10}年以上の拘禁刑に科された麻薬犯罪。

(140) 一橋法学 第18巻 第3号 2019年11月

	上記の犯罪一回以上含めて、任意の重罪	四回
New Jersey ⁵⁵⁾	謀殺罪、強盗罪、カージャック罪、加重性犯 罪、加重過失致死罪、誘拐罪	三 三
South Carolina ⁵⁶⁾	謀殺罪、謀殺未遂罪、故意故殺罪、第一級放 火罪等の極めて重大な犯罪	二回
	第二級放火罪、保険詐欺罪等の重大犯罪	三回
Washington ⁵⁷⁾	謀殺罪、故殺罪、強姦罪、児童わいせつ罪、 強盗罪、加重暴行罪、爆発脅迫罪、強要罪、 誘拐罪、自動車を用いた暴行罪、放火罪、放 火未遂罪、違法侵入盗罪、凶器を用いた任意 の重罪、反逆罪、売春教唆罪、組織犯罪指揮罪	三回
	性的犯罪	二回

そして具体的な適用数は、ワシントン州に例をしてみる。ワシントン州の Caseload Forecast Council が公開したデータを基づき、下表を作った。

表 458): ワシントン州における新たな終身刑受刑者数及び三振法下の受刑者数とその割合

年	三振法による終身刑受刑者数	終身刑受刑者数	三振法による者の割合
1999	27	43	62.79%
2000	43	51	84.31%
2001	23	31	74.19%
2002	31	45	68.89%
2003	20	28	71.43%
2004	24	29	82.76%
2005	16	24	66.67%
2006	30	33	90.91%

^{54) 12}年以上の拘禁刑に科された犯罪。

⁵⁵⁾ *2C: 43-7.1* (2009).

⁵⁶⁾ SC Code Section 17-25-45. (2015).

⁵⁷⁾ RCW 9.94A. 030 (2019). 2019 年 4 月 29 日、新たな立法により、第二級強盗罪を三振 法のストライクゾーンから削除した。

⁵⁸⁾ https://www.cfc.wa.gov/Publications.htm last visited Mar. 29, 2019.

28	29	96.55%
17	25	68.00%
25	33	75.76%
18	25	72.00%
13	22	59.09%
22	26	84.62%
22	26	84.62%
10	15	66.67%
13	20	65.00%
17	26	65.38%
14	19	73.68%
8	12	66.67%
	17 25 18 13 22 22 10 13 17 14	17 25 25 33 18 25 13 22 22 26 22 26 10 15 13 20 17 26 14 19

上の表から見ると、新たに仮釈放のない終身刑を科す事件は、「三振法」による場合の割合がかなり高い。

アメリカにおいては、死刑を廃止した後に仮釈放のない終身刑を導入すること、仮釈放のない終身刑を導入してから10年経過後に死刑を廃止したこと、そして仮釈放のない終身刑を導入してから何十年経ても、死刑は廃止されていないことなどの点に鑑みると、仮釈放のない終身刑の導入は、死刑を代替するためではないということは考えられる。元々仮釈放のない終身刑を有する州が、死刑を廃止し、代わりに、仮釈放のない終身刑を科すということは、理論上、死刑を代替したというよりも、単に死刑を廃止し、元々二番目に重かった刑罰が一番目になったと考える方がよい。また、実際上、終身刑は死刑に相当する犯罪に適用されることより、終身刑は「三振法」で科される場合の方がはるかに多い。非殺人犯罪に対する場合や、「三振法」の大量適用により、仮釈放のない終身刑の言渡し数の増加は、死刑判決の減少数をはるかに上回る。つまり、実質的な厳罰化がもたらされている590。

⁵⁹⁾ 笹倉香奈「アメリカ合衆国における死刑制度の現状」自由と正義 66 号 23 頁, 26 頁 (2015)。

Ⅲ アメリカにおいて終身刑に対して指摘される問題点

アメリカの学者によれば、死刑に内在する問題点は、仮釈放のない終身刑にも 共通しており、その一方で、仮釈放のない終身刑には、死刑とは異なる問題点も 存在している。本節は、具体例を挙げて、アメリカにおける死刑の問題点を概観 して、終身刑に対して指摘される問題点を検討する。

1. アメリカにおける死刑の問題点

Thomas Havlena 教授は、アメリカにおいて、死刑の問題点である廃止理由を以下のように挙げた。①生命を奪う刑罰である死刑は、残虐で異常な刑罰であること、②人種差別、③冤罪だった場合に挽回が不可能となること、④死刑による威嚇力が証明できないことなどである⁶⁰⁾。

アメリカでは 1973 年以降、死刑判決を受けた死刑囚のうち、165 人が新証拠によって無実が判明し、最終的に無罪となった。1973 年から 1999 年までの間、死刑事件は一年間のうち平均して 3 人が無罪になり、2000 年から 2011 年までは、平均して一年間のうち 5 人が無罪となった。死刑事件の冤罪が明らかとなった人数の上位三州をみると、フロリダ州 27 人、アイダホ州 21 人、テキサス州 13 人となっている610。

ルイジアナ州では、被害者が白人の場合に死刑判決が下される割合は、被害者が黒人の場合と比べると 97% 高くなっており、それは、過去 30 年間アメリカの多くの州における研究結果と一致する⁶²⁾。ノースカロライナ州では、被害者が白人の場合、被告人が死刑判決を受ける割合は、被害者が黒人の場合の 3 倍である⁶³⁾。オクラホマ州では、被害者が白人女性の場合、死刑が言い渡される割合

⁶⁰⁾ See Thomas Havlena, Abolishing the Death Penalty - Why -How - When, 15 W. ST. U. L. REV. 127, 127-128 (1987).

⁶¹⁾ https://deathpenaltyinfo.org/documents/FactSheet.pdf last visited Apr. 11, 2019.

⁶²⁾ Glenn L. Pierce; Michael L. Radelet, Death Sentencing in East Baton Rouge Parish, 1990-2008, 71 LA. L. REV. 647, 670-671 (2011).

⁶³⁾ Michael L. Radelet; Glenn L. Pierce, Race and Death Sentencing in North Carolina, 1980-2007, 89 N. C. L. REV. 2119, 2120 (2011).

は、被害者が非白人男性の場合の9.6 倍であり、被害者が白人男性の場合は、非白人男性の場合の3.3 倍である⁶⁴⁾。ワシントン州では、同種事件であるにもかかわらず、被告人が黒人である場合、陪審員が死刑を科すべきとの意見を述べる割合が、被告人が白人である場合の4倍高くなるという⁶⁵⁾。そして、異人種間謀殺事件に関し、死刑が執行された事件の中には、被告人は白人で、被害者が黒人である件数は20であるのに対し、被告人は黒人で、被害者が白人である件数が288である⁶⁶⁾。

連邦最高裁は、死刑の重大性や挽回不可能性を理由に、「死が異なる」ものと 認識しており、死刑事件に対しては、被告人に与える適正手続保障のレベルを上 げる、すなわち、スーパー・デュー・プロセスを提供しなければならないと認め た⁶⁷⁾。これらの保障にかかる費用は、政府が負担することになる。

カリフォルニア州においては、1978 年以降、死刑事件に関する費用(例えば、捜査、裁判、自動的上訴、死刑囚の管理費用など)は、40 億ドルを超えているが、実際に死刑が執行されたのはわずか 13 件であった $^{(68)}$ 。オハイオ州の新聞によると、死刑に関わるコスト、毎年約 1700 万ドルである $^{(69)}$ 。ワシントン州の場合、死刑事件は、平均 55 万ドル以上がかかる 70)。オクラホマ州では、死刑事件のコストは平均して、非死刑事件の 3.2 倍以上となっている 71)。カンザス州では、

⁶⁴⁾ Glenn L. Pierce, Michael L. Radelet & Susan Shar, Race and Death Sentencing for Oklahoma Homicides Committed between 1990 and 2012, 107 J. CRIM. L. & CRIMI-NOLOGY, 733, 734 (2017).

⁶⁵⁾ Katherine Beckett; Heather Evans, Race, Death, and Justice: Capital Sentencing in Washington State, 1981–2014, 6 COLUM. J. R. & L. 77, 105 (2016).

⁶⁶⁾ Supra note 61.

⁶⁷⁾ Robert L. Spangenberg & Elizabeth R. Walsh, Capital Punishment or Life Imprisonment-Some Cost Considerations, 23 LOY. L. A. L. REV. 45, 47 (1989).

⁶⁸⁾ Judge Arthur L. Alarcon & Paula M. Mitchell, Costs of Capital Punishment in California: Will Voters Choose Reform this November? 46 LOY, L. A. L. REV, S1, S1 (2012).

⁶⁹⁾ Laura Bischoff, Execution Costs Rising, DAYTON DAILY NEWS (Feb. 22, 2014), http://www.mydaytondailynews.com/news/news/crime-law/execution-costsrising/ ndXdQ/?icmp=daytondaily_internallink_invitationbox_apr2013_daytondailystubtomyday tondaily_launch.

⁷⁰⁾ Collins, Peter A.; Boruchowitz, Robert C.; Hickman, Matthew J.; and Larrañaga, Mark A, An Analysis of the Economic Costs of Seeking the Death Penalty in Washington State. 14 SEATTLE J. SOC. JUSTI. 726, 730 (2016).

(144) 一橋法学 第18巻 第3号 2019年11月

死刑事件にかかる費用は、平均40万ドルであるのに対し、死刑を求刑しない事件にかかる費用は、平均10万ドルである⁷²。

2. 仮釈放のない終身刑は死刑と同質性を有する

近代以降、刑罰の目的は豊かになっており、応報や予防のみならず、犯罪者の教育、改善更生、社会復帰も重視されてきた。しかし、過去 40 年ほどの間、応報はアメリカの刑事政策の中心かつ特徴となっており、改善更生ないし公共の安全に代わって主な目的となっている⁷³⁾。その結果、何世紀にもわたる懲罰についての宗教的、哲学的、政治的議論の中心的な検討事項となってきた慈悲、許し、救済が切り捨てられた⁷⁴⁾。

2.1 学者による批判

仮釈放のない終身刑は、事実上、受刑者の自由を奪い、刑務所で死することを 待つものであり、死刑と同じような残虐で人権を侵害する刑罰であるとして、し ばしば、生きている死刑 (a living death sentence)、拘禁による死刑 (death by incarceration)、長期化した死刑 (prolonged death penalty)、遅発の死刑 (delayed death penalty)、執行日がない死刑 (a death sentence without an execution date)、別種の死刑 (other death penalty)、獄中死刑 (death-in-prison sentence) などと呼ばれている⁷⁵⁾。

アメリカにおいて、死刑と終身刑、特に仮釈放のない終身刑は、憲法の下の運命が密接に関連しているように思われる。これは二つの刑罰が同様の特徴を共有していることに鑑みると、驚くべきことではない。死刑を科すことは生命を奪うと非難され、終身刑を科すことは死ぬまで刑務所に留めると非難される。死刑は

⁷¹⁾ THE REPORT OF THE OKLAHOMA DEATH PENALTY REVIEW COMMISSION, 207. (2017).

⁷²⁾ REPORT OF THE JUDICIAL COUNCIL DEATH PENALTY ADVISORY COMMITTEE, 7, (2014).

⁷³⁾ GOTTSCHALK, supra note 12, at 370.

⁷⁴⁾ *Id*.

⁷⁵⁾ HENRY, supra note 16, at 66.

より過酷な刑罰とみなされるが、理論的には、両者は同じく究極的な刑罰である76)。また、刑務所で死ぬことを宣告し、受刑者の尊厳を傷つけるということは、国家による拘禁から離脱する機会を排除するだけでなく、社会復帰の希望をも奪い、尊厳を損なうことを意味する。仮釈放のない終身刑は希望のない刑罰であるため、人間に対する侮辱である77)。死ぬまで刑務所に留めることだけでは、人権侵害とは言えないかもしれないが、仮釈放のない終身刑は、その決定に対する再審査の可能性を奪っている。犯罪者が再び社会に戻ることは不適切であり、そのような運命に値するという判断を判決時に出すのは傲慢かつ人権侵害である。犯罪者から悔悟の機会を奪い、未来を予見することもできなくさせるということは、彼らの人権を侵害しているのである78)。

仮釈放のない終身刑は歴史上の追放刑と類似しており、追放刑の残虐さの大部分を現代社会にて再現した刑罰であるといえる。受刑者は社会から追放及び隔離されることによって、事実上、市民としての基本的権利と人間としてのあらゆる権利が奪われる⁷⁹⁾。犯人の性格や危険性に鑑み、将来の犯行の可能性を排除するため、その者のすべての希望を奪う刑罰は、死刑と同じく非人道的な刑罰である。また、多くの死刑廃止活動家は次のように考えている。すなわち、仮釈放の可能性がない終身刑という死刑を代替する刑罰は、単に死刑とは異なる側面で人権を侵害する行為であり、非人道的で、人間の尊厳に対する尊重の欠如、抑圧的で、歪められた刑罰に過ぎない⁸⁰⁾。仮釈放のない終身刑とは、別の形態を取った死刑であり、両方の結末は死である⁸¹⁾。仮釈放のない終身刑をより適切な言

⁷⁶⁾ Nadia Bernaz, Life Imprisonment and the Prohibition of Inhuman Punishments in International Human Rights Law: Moving the Agenda Forward, 35 HUM. RTS. Q. 470, 471 (2013).

⁷⁷⁾ BERRY, *supra* note 16, at 1071.

⁷⁸⁾ Id.

⁷⁹⁾ Craig S. Lerner, Life without Parole as a Conflicted Punishment, 48 WAKE FOREST L. REV. 1101, 1127 (2013).

⁸⁰⁾ Roger Hood & Carolyn Hoyle, Abolishing the Death Penalty Worldwide: The Impact of a New Dynamic, 38 CRIME & JUST. 1, 54-55 (2009).

⁸¹⁾ Ross Kleinstuber; Sandra Joy; Elizabeth A. Mansley, *Into the Abyss: The Unintended Consequences of Death Penalty Abolition*, 19 U. PA. J. L. & SOC. CHANGE 185, 201 (2016).

(146) 一橋法学 第18巻 第3号 2019年11月

葉で表すならば、拘禁による死である。なぜなら、仮釈放のない終身刑というのは、事実上受刑者を刑務所で死に追いやるという刑罰だからである⁸²⁾。

2.2 判例による批判

アメリカにおいて、「仮釈放のない終身刑は残虐で異常な刑罰であり、憲法修正第8条に違反する」とする判決はまだないが、仮釈放のない終身刑を部分的に否定する判例は存在している。例えば、Solem v. Helm 事件⁸³⁾において、連邦最高裁は、犯行と刑罰が比例性に反しているため、仮釈放のない終身刑の量刑は残虐で異常であるという最初の判決を出した⁸⁴⁾。そして、前節で述べたように、非殺人犯罪を行った少年に対する仮釈放のない終身刑と少年に対する仮釈放のない終身刑と少年に対する仮釈放のない終身刑の必要的科刑はそれぞれ憲法違反と認定された。それらの判決文の中で、連邦最高裁の裁判官たちが仮釈放のない終身刑を批判する理由を提示している。以下は Graham v. Florida 判決の判決文の一部である。

確かに、死刑はその重大性と執行後の挽回不可能性から見れば、独特な刑罰であるが、仮釈放のない終身刑は死刑と同じ特徴を有しており、それはほかの刑罰にはないものである。国家は、仮釈放のない終身刑の受刑者を処刑しないが、その刑罰は取消すことができない「没収」で受刑者の人生を変える。それは、受刑者の最も根本的な自由を奪い、回復の希望も与えない。行政的な恩赦はまだ残るが、その可能性は極めて低いため、仮釈放のない終身刑自体の残虐性を減らすことはできない。Naovarath v. State 事件85)の判決が、少年に対する仮釈放のない終身刑判決を覆した。そのとき気づいたのは、この刑罰が希望に対する否定であるということである;それは服役後の善行

⁸²⁾ Robert Johnson & Sandra McGunigall-Smith, Life without Parole, America's Other Death Penalty: Notes on Life under Sentence of Death by Incarceration, 88 PRISON J. 328, 328 (2008).

⁸³⁾ Solem v. Helm 103 S. Ct. 3001 (1983).

⁸⁴⁾ Elizabeth M. Mills, Supreme Court Review: Eighth Amendment—Cruel and Unusual Punishment: Habitual Offender's Life Sentence Without Parole is Disproportionate Solem v. Helm, 103 S. Ct. 3001. 74 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 1372, 1372 (1983).

⁸⁵⁾ Naovarath v. State, 105 Nev. 525, 526, 779 P. 2d 944 (1989).

と性格の改善が重要でないことを意味する;受刑者の心と魂に未来にどんな可能性があっても、彼は刑務所で余生を送る 86 。「残虐で異常な刑罰」条項は、あらゆる状況下の本質が野蛮な刑罰を禁ずるとするものである。例えば、拷問は禁止されている。これらの事件は、合衆国憲法修正第8条の下で、重大な犯罪を行った者といっても、国は人々の人間性を尊重しなければならないという本質的な原則を強調している 87 。

一方、Harmelin v. Michigan 事件の判決文では、White 裁判官などが、以下のように主張している⁸⁸⁾。すなわち、犯罪者に拘禁刑を科す権力について、憲法には、明示的な制限がない。しかし、不合理な罰金額は禁止されている。したがって、裁判所が罰金と拘禁の裁量権を有し、罰金刑は制限されているが、拘禁刑は完全に制限されていないのだろうか? 拘禁刑に関するすべての法律に明示的な規制がない場合、犯罪者を何年も拘禁することは大きな間違いである。その結果、とても重大な刑罰(仮釈放のない終身刑)についての法律は、憲法の枠組みの意図に反していると思われる。

上述の判例における適用範囲はまだ限られているものの、少年だけでなく、すべての犯罪者が、今後、人権侵害を理由とした終身刑に対する訴訟を可能とする要素を含んでいる。したがって、これらの決定は大きな可能性を秘めている⁸⁹⁾。

2.3 受刑者の視点からの批判

アメリカの監獄心理学者の Terry Kupers は、「自分の未来に、目標や希望を持つのは、普通の人間の成長や心理に対する必要的な条件である。それにより、将来物事をうまく進めることができるのだと想像できる。しかし、もし仮釈放のない終身刑を言い渡された場合、すべての希望を失い、絶望感に陥る。そうした絶望は、うつ病や自殺へと導く可能性がある」と述べた900。アメリカの司法統

⁸⁶⁾ Graham v. Florida, 560 U.S. 48, 70 (2010).

⁸⁷⁾ Graham v. Florida, 560 U.S. 48, 58 (2010).

⁸⁸⁾ Harmelin v. Michigan, 501 U.S. 957, 1010 (1991).

⁸⁹⁾ BERNAZ, supra note 76, at 473.

計データによると、仮釈放のある終身刑受刑者のうち、精神的な病気に苦しんでいる者の割合は18.4%であり、仮釈放のない終身刑受刑者では、その割合はさらに高いことが推測できるとされている⁹¹⁾。Slivaの研究によると、仮釈放のない終身刑判決を受けた時の受刑者たちの喪失感情は、死の直前の患者が抱く悲しみの感情と類似している⁹²⁾。

アメリカ自由人権協会(ACLU)は多くの仮釈放のない終身刑受刑者に対してインタビューを行い、受刑者たちはその絶望感を以下の例のように述べた。「仮釈放のない終身刑は死刑と同じように、苦痛はどこにでもある。生きる理由や目標を全て失い、死ぬまで苦痛を感じる。今の唯一の希望は、より早く死に向かうことである。なぜなら、自分と家族は、終身刑から苦痛を受けるよりも、死んだ方がましだからだ」、「仮釈放のない終身刑とは、事実上、命の終焉である。周囲の人の意識からもう消えてしまったからである」⁹³⁾、「毎朝起きる時、自分が刑務所において命の終点へと歩き、もう明日の太陽を見られないということを思うと、その恐怖感は名状しがたい」⁹⁴⁾などである。

一方、2009年までに死刑が執行された1099人のうち、11%にあたる123人が自ら控訴を取り下げ、自身の死刑執行を受け入れた950。ユタ州のジョセフ・パーソンズはその一人であるが、彼の目的は、単に重苦しい死刑囚監房の状況から抜け出すことではなく、完全に刑務所から出ることを望んでいたことにある。パーソンズは「生きることはもっと勇気のいることだと思う。……死ぬことは、簡単であり、とぼとぼ歩き続けることは勇気のいることだ」と述べ、刑務所での終身刑よりも執行による死を望んだことを極めて明白に述べている960。

A Living Death: Life without Parole for Nonviolent Offenses, AMERICAN CIVIL LIB-ERTIES UNION (ACLU), 183 (2013).

⁹¹⁾ Id. at 186.

⁹²⁾ Shannon M Sliva, On the meaning of life: A qualitative interpretive meta synthesis of the lived experience of life without parole, *Journal of Social Work* 2015, Vol. 15 (5), p. 498.

⁹³⁾ Supra note 90, at 183.

⁹⁴⁾ Id. at 184.

⁹⁵⁾ 三井英紀「パロール無しの終身刑 — アメリカにおけるもう1つの死刑」比較法雑誌 43 巻 3 号 369 頁. 374 頁 (2009)。

⁹⁶⁾ 三井・同374頁。

3. 仮釈放のない終身刑の問題点

3.1 恣意的な運用

昔から死刑は特別であると考えられており、死刑事件も厳格な司法審査を受けている97)。連邦最高裁は死刑の適用範囲を制限しており、極めて重大な犯罪にしか適用しない。例えば、強姦98)、子供に対する強姦99)、重罪致死罪であるが直接に殺人行為をしなかった100)といった場合は、死刑の適用範囲から排除された101)。そして、心神喪失者102)、心神耗弱者103)、犯行時 18 歳未満の犯罪者も死刑の適用対象外となった。また、連邦最高裁は死刑事件に対し、公平かつ一貫したシステムを促進するため、実質的な保護措置を設けた。陪審員の資格審査(voir dire)をはじめ、死刑裁判は、加重と軽減事由に関するあらゆる証拠が開示され、その犯罪は死刑にあたると判断されて初めて、量刑段階に入ることができる104)。そして、死刑の必要的科刑は既に存在しないため、陪審員たちは、指針付の裁量(guided discretion)の下に、事件ごとに死刑にあたるかどうかを判断しなければならない105)。

終身刑は死刑と同じ顕著な特徴を持っているものの、死刑のような高度な法的 保護(legal protection)がないため、結果として恣意的な運用をもたらした¹⁰⁶⁾。 恣意的な運用は、主に2つのことを指している。

3.1.1 適用範囲が広い

現在、アメリカでは、少年は死刑の適用対象から除外されており、それに関する重要な判例は3つある。まず、1988年の Thombson v. Oklahoma 事件107)にお

⁹⁷⁾ HENRY, supra note 16, at 81.

⁹⁸⁾ Coker v. Georgia, 433 U.S. 534 (1977).

⁹⁹⁾ Kennedy v. Louisiana, 554 U.S. 407 (2008).

¹⁰⁰⁾ Enmund v. Florida, 458 U.S. 782 (1982)

¹⁰¹⁾ HENRY, *supra* note 16, at 81.

¹⁰²⁾ Ford v. Wainwright, 477 U.S. 399 (1986).

¹⁰³⁾ Atkins v. Virginia, 536 U.S. 304 (2002).

¹⁰⁴⁾ HENRY, *supra* note 16, at 81.

¹⁰⁵⁾ *Id*.

¹⁰⁶⁾ Id. at 80.

¹⁰⁷⁾ Thompson v. Oklahoma, 487 U.S. 815 (1988).

いて、15歳以下の少年に対する死刑は、残虐で異常な刑罰であるから、憲法修正第8条に違反すると連邦最高裁に認められた。次いで、一年後の1989年、Stanford v. Kentucky事件¹⁰⁸⁾の判決により、16歳以下の少年に対する死刑判決も禁止された。さらに、2005年には、Roper v. Simmons事件¹⁰⁹⁾において、連邦最高裁はすべての少年(つまり、18歳以下の者)に対する死刑を禁ずる判決を出した。そして既に述べた通り、非殺人犯罪を行った少年に仮釈放のない終身刑を科すことが禁止され、少年に対する仮釈放のない終身刑を必要的に科刑すことも廃止された。しかしながら、もし少年が殺人を行った場合、量刑手続において裁判所が適切と判断すれば、少年犯罪者に対し、仮釈放のない終身刑を科すことが依然として可能である。

Miller v. Alabama 判決以降、ペンシルバニア州は、少年に対する仮釈放のない終身刑の必要的科刑を廃止する法律を急遽制定し、裁判官の判断で科す仮釈放のない終身刑または 25 年あるいは 30 年の最低服役期間付きの仮釈放のある終身刑でそれを代替した¹¹⁰⁾。アイオワ州知事は、州の少年犯罪者に対し、すべての必要的に科された仮釈放のない終身刑を減刑したが、同時に、60 年間服役した後でなければ、仮釈放の資格がないと宣言した¹¹¹⁾。

また、死刑相当の重罪のみならず、非殺人犯罪ないし非暴力的な犯罪に対しても、仮釈放のない終身刑を科すことができる。終身刑に至る最も一般的な犯罪は殺人であるはずが、仮釈放のない終身刑は重大犯罪ではない常習犯や薬物犯罪に対してますます使用されており、終身刑の倫理的意義に疑問が投げかけられている¹¹²⁾。2004年の時点、連邦法の下で、39%の終身刑受刑者は、薬物犯罪者であった。そして受刑者の中に、初犯、非暴力的な犯罪、幇助犯も含まれている¹¹³⁾。

¹⁰⁸⁾ Stanford v. Kentucky, 492 U.S. 361 (1989).

¹⁰⁹⁾ Roper v. Simmons, 543 U.S. 551 (2005).

¹¹⁰⁾ GOTTSCHALK, supra note 12, at 359.

¹¹¹⁾ Id.

¹¹²⁾ SLIVA, *supra* note 92, at 500.

¹¹³⁾ HENRY, *supra* note 16, at 85.

3.1.2 比例審査の欠如

連邦最高裁は、非死刑事件に対し、特別な保護措置をほとんど取っていない。死刑事件のようにすべて単独審理ではなく、死刑の適用範囲外の仮釈放のない終身刑が科される事件に対し、類型的な審理(categories)はできる¹¹⁴。典型的な例は、「三振法」によって仮釈放のない終身刑を必要的に科すことである。法律規定の範囲内の重罪を「三回」行った場合、量刑事情を考慮せず、また、刑罰と犯罪責任が比例原則に合うかどうかの審査もせず、仮釈放のない終身刑を必要的に科すことは、一部の学者から批判されている。特に、三回目のトリガー犯罪ないし、終身刑を科すまでのすべての犯罪が非暴力的な犯罪である場合もある。また、サウスカロライナ州においては、少年の時に行った犯罪も、その回数に含まれている¹¹⁵)。

3.2 挽回不可能となる可能性がより高いが故の深刻な問題

挽回不可能とは、失ったものを取り戻すことができないことをいう。例えば死刑の場合、一度刑を執行したら、命を蘇らせることはできない。特に、冤罪により誤った死刑を執行した際には、完全に挽回不可能となる。これに対し、仮釈放のない終身刑の場合は状況が異なる。誤っていた場合には、すぐに釈放され、賠償金をもらい、自由な状態に戻ることができる。しかし、拘禁による失った時間、人生の大事な時期、職業上の昇進機会などは取り戻すことができない。確かに、すべての拘禁刑はそのような問題に直面するため、仮釈放のない終身刑に固有の問題とは言えない¹¹⁶⁾。しかし、仮釈放のない終身刑の場合であれば、冤罪のまま、死ぬまで刑務所にいることである。とはいえ、仮釈放のない終身刑の受刑者たちには、死刑判決を受ける者のような手続き上の保障がない。Harmelin v. Michigan 事件において、仮釈放のない終身刑に対し、死刑事件と同じような義務的な手続き上の保障である、スーパー・デュー・プロセスを提供する必要がないとする判決が出された¹¹⁷⁾。

¹¹⁴⁾ *Id.* at 82.

¹¹⁵⁾ Id, at 84.

¹¹⁶⁾ Id. at 76.

(152) 一橋法学 第18巻 第3号 2019年11月

最近死刑を廃止した7つの州において、殺人罪で有罪を受けた者を見てみると、Furman v. Georgia 判決以降、これらの7州においては合計22人が処刑され、26人の死刑囚が無罪として釈放された。アメリカ全体の状況から見ても、死刑事件の無罪率(通常審の判決と特別救済による無罪を含む)は他の類型の犯罪のよりはるかに高い。1989年から2012年まで、死刑判決の割合は、すべての拘禁刑判決の千分の一未満であるが、死刑判決の無罪率はすべての拘禁刑判決の無罪率の約12%を占めた。同じ死刑を受ける者の中でも、死刑囚室(判決確定後の者)にいる者には利点がある。すなわち、死刑判決を受けた者で無罪とされた者の中で、無罪とされた時に、死刑囚室にいた者は91.5%、死刑裁判を行う途中に無罪とされた者は2.23%である¹¹⁸⁾。一方、連邦上訴審において、約80%の判決は被告人の上訴を却下した。上訴審の中で、非死刑判決の変更率はわずか10-20%であり、死刑判決の変更率の68%よりはるかに下回る¹¹⁹⁾。それは、死刑囚はほかの受刑者より無罪の可能性が高いということではなく、判決前後において、死刑事件の刑事訴追に対する注意や資源は、他の刑事事件と比較してはるかに多いからである¹²⁰⁾。

冤罪の再審査や執行に対する恩赦などは、稀であり、受刑者の大多数は刑務所で生涯を終えている¹²¹⁾。受刑者に対する「特別な保護措置」(extra protection)はなくなり、余計に冤罪の可能性を増やすことになる¹²²⁾。その点から鑑みると、仮釈放のない終身刑における冤罪に基づく挽回不可能性は、死刑よりも高いのである。冤罪のまま、刑務所で死ぬことは、冤罪で処刑することと類似するのではないか。

3.3 処遇上における問題

少年終身刑受刑者たちに対する全国調査によると、62%の少年は、刑務所に

¹¹⁷⁾ GOTTSCHALK, supra note 12, at 356.

¹¹⁸⁾ KLEINSTUBER, supra note 81, at 189-193.

¹¹⁹⁾ HENRY, *supra* note 16, at 77.

¹²⁰⁾ KLEINSTUBER, supra note 81, at 193.

¹²¹⁾ HENRY, supra note 16, at 77.

¹²²⁾ KLEINSTUBER, supra note 81, at 192.

おけるプログラムに参加していない¹²³⁾。このような参加の欠如は、彼自身がプログラムに無関心なのではなく、刑務所の制限やプログラムの欠如の結果であるように思われる¹²⁴⁾。社会復帰に関する近年の議論があるにもかかわらず、すべての犯罪者の治療、プログラム、サービスの費用は驚くほど限られており、減少する一方である。社会復帰に対する予算の制限ゆえに、より多くの終身刑受刑者が社会復帰に関するプログラムや活動への参加が拒否される¹²⁵⁾。

そして、爆発的に増加した終身刑受刑者数は、大量拘禁の問題を引き出す重要な原因の1つである。例えば、ジョージア州において、あらゆる殺人犯罪に対し、仮釈放のない終身刑は必要的に科される。そして、1994年に、ジョージア版の「三振法」が作られた。最初の数年間の仮釈放のない終身刑受刑者数は57人であったが、2000年になると199人となり、2012年時には、2000年と比べて270%増加し、受刑者数は737人となった 126)。アメリカ全体を見ると、1992年では仮釈放のない終身刑受刑者が12453人であったのに対し、2012年には、49081人と20年間で4倍になっており、すべての終身刑受刑者の30.8%を占めるまでになった 127)。

カリフォルニア州刑務所の定員は8万人以下とされていたが、実際にはその倍以上の人数が収容され、著しい過剰収容が長く続いている。 $Brown\ v.\ Plata$ 事件 $^{128)}$ において、その過剰収容により、受刑者に対する医療実施が極端に悪化していることは、残虐で異常な刑罰を禁じる憲法修正第8条に違反していると認められ、カリフォルニア州に対して二年以内に州刑務所の受刑者数を約4万6千人減員して定員の137.5%まで引き下げるように命じた $^{129)}$ 。カリフォルニア州は、その命令を遵守するために苦労している。それにもかかわらず、州は長期拘禁刑

¹²³⁾ Ashley Nellis, *The Lives of Juvenile Lifers: Findings from a National Survey.* WASH-INGTON, DC: SENTENCING PROJ. 1, 4 (March, 2012). https://sentencingproject.org/wp-content/uploads/2016/01/The-Lives-of-Juvenile-Lifers.pdf

¹²⁴⁾ Id. at 35.

¹²⁵⁾ GOTTSCHALK, supra note 14, at 376.

¹²⁶⁾ NELLIS, *supra* note 48, at 15.

¹²⁷⁾ Id. at 5.

¹²⁸⁾ Brown v. Plata, 131 S. Ct. 1910 (2011).

¹²⁹⁾ 大沢秀介「最近の判例」アメリカ法 2012 年 1 号 197 頁, 197-198 頁 (2012)。

または終身刑に対し、年間で平均5万ドル近くの費用の投入を維持することを承諾した¹³⁰⁾。

そして、死刑における人種差別は、仮釈放のない終身刑にも存在する。2012 年時点で、仮釈放のない終身刑受刑者の三分の二は非白人であり、アフリカ系アメリカ人の受刑者は仮釈放のない終身刑受刑者数の五分の三以上占めている。また、アフリカ系アメリカ人の受刑者はすべての拘禁刑受刑者数の36%を占めている(アフリカ系アメリカ人はアメリカの人口数のわずか13%を占める)131)。

また、仮釈放のない終身刑は、コストの問題にも直面している。不健康な生活習慣と健康的な生活に資するとはいえない刑務所環境等のさまざまな影響は、高齢受刑者の健康問題を深刻にする¹³²⁾。現在、50歳以上の受刑者を管理するために年間 160億ドルを要しており、1973年から 2011年までの 8300件の死刑判決にかかった費用は合計 250億ドルで、平均すると年間 6.41億ドルであった¹³³⁾。

IV 結び

本稿では、まず、アメリカにおける終身刑の法的歩みと適用の現状を概観した。多くの州には、死刑廃止後、仮釈放のない終身刑を導入、あるいは、仮釈放のない終身刑を導入してから十数年ないし数十年が経っても、死刑が依然として残っている。また、終身刑は非殺人犯罪に対して適用されており、「三振法」も大量適用されている。一方、元々仮釈放のない終身刑がある州が、死刑を廃止し、代わりに、仮釈放のない終身刑を導入したということは、理論上、死刑を代替したというよりも、単に死刑を廃止し、元々二番目に重かった刑罰が一番目になったと考える方がよい。仮釈放のない終身刑で死刑を代替することを提案すると、死刑廃止を支持する民衆が過半数になるとの考え方もあるが、カリフォルニア州の投票結果から見ると、それには限界がある。死刑の執行は停止しているが、それ

¹³⁰⁾ GOTTSCHALK, supra note 14, at 365.

¹³¹⁾ Id. at 199.

¹³²⁾ NELLIS, supra note 13, at 30.

¹³³⁾ KLEINSTUBER, *supra* note 81, at 200-201.

は州知事の命令によるものにもかかわらず、停止の理由は、「死刑はどの場面でも失敗した制度である。その威嚇力は公共安全に対する価値はない。それによる数十億の税金が無駄に使われた。また、冤罪の場合、それは絶対に挽回不可能である」¹³⁴⁾。以上のことを含めて、ワシントン州の死刑違憲判例に述べられた理由や、テキサス州において、終身刑を導入する前すでに死刑判決は減少の傾向があるといった点からすると、終身刑の導入と死刑判決の減少は、それほど関係があると思われない。つまり、アメリカにおいては、仮釈放のない終身刑の導入と死刑廃止の間には、強い因果関係がなく、せいぜい一定の相関関係しかおらず、終身刑は厳罰化により、昔から存在していた仮釈放のある終身刑が変化した刑罰と考えられる。

次の節では、アメリカで、終身刑が指摘される問題点を検討した。全生涯にわたる現実の身柄拘束を意味する終身刑は、死刑と同じ残虐な刑罰であると主張する学者がたくさんいる。そして、近代における刑罰の目的である更生改善及び社会復帰を放棄し、応報を重視することにより、アメリカにおける刑事司法は厳罰化し、仮釈放のない終身刑を含む長期拘禁刑の恣意的な運用という結果を招いた。広範な適用、手続上の特別な保護の欠如、大量拘禁及び受刑者の高齢化など、さまざまな問題が浮き彫りとなるのみならず、受刑者たちの苦痛や終身刑よりも死刑を望むことも大いにある。また、より高い挽回不可能の可能性があるため、冤罪で一生涯刑務所に入ることは、深刻な問題である。

もちろん、あらゆる学者が終身刑は死刑よりも悪であると主張している訳でもないし、終身刑を服役する可能性がある受刑者が皆死を望む訳ではない¹³⁵⁾。たとえば、「刑期の長さと刑務所の規律違反の関係は反比例すると言われており、一般的に、長期受刑者はもめごとを避け、前向きに刑期を務める傾向があるといわれる」¹³⁶⁾、「刑務所に一生涯入っていても、仕事をして、被害者やそのご遺族に賠償したりするようになる。そういうふうに人間として成長していくことは、

¹³⁴⁾ https://www.npr.org/2019/03/12/702873258/gov-gavin-newsom-suspends-death-penalty-in-california last visited May. 3, 2019.

¹³⁵⁾ HENRY, *supra* note 18, at 75.

¹³⁶⁾ 椎橋隆幸「アメリカ合衆国における終身刑について」『刑事訴訟法の理論的展開』399 頁(信山社, 2010)。

外には出られなくても、その人の社会復帰と言えるのではないか」¹³⁷⁾、といった主張はある。しかし、終身刑受刑者は釈放されることを望まず、本当の社会に戻りたくないというわけではない。反抗しないことは納得できることを意味しなく、あくまでも、やむを得なく、あるいは、仕方がないという考え方があるため、安定しているようになっている。上述の主張に引用される同じ文献の中に、終身刑受刑者たちの喪失感情は、死の直前の患者が抱く悲しみの感情と類似しているということも述べられている。もっとも、終身刑より死刑の方がまだ良いと思う受刑者がいる以上、その主張を無視することはできない。法治国家は、多くの人の人権を尊重することではなく、一人一人の人権を尊重するべきではないか。

死刑判決数の減少ないし、事実上執行停止を実現するために、こんにちの死刑と無期懲役の格差をなくする、いわゆる終身刑の採用を早急に実現する必要があり138)、そして、それは厳罰化ではなく、刑罰の多様化である139)という主張がある。もし、仮釈放のない終身刑は性質上に死刑に優れているなら、確かに、それに引き起こされる死刑と同じ問題点があっても、試す価値はある。しかし、すでに述べたように、犯罪者に全ての責任に負わせ、彼らの希望を奪い、彼らの人としての尊厳や人間性を否定することから見れば、仮釈放のない終身刑と死刑は同質性を有している。最初に終身刑で死刑を代替することを言及したベッカリーアでも、終身刑には死刑以上のものがある140)と主張していた。そうすると、終身刑の増加と伴う死刑の減少は問題を解決できないであろう。また、刑罰の多様化は厳罰化とは、もともと矛盾する概念ではない。アメリカの状況から見ると、終身刑は元々死刑に相当する罪に対する刑罰のみならず、ほかの罪にも適用できる刑罰であるため、終身刑の導入は厳罰化の恐れがあると考えられる。死刑廃止論は、刑罰の人道化が出発点とされているはずであるが、仮釈放のない終身刑で死刑を廃止する場合、その目的を実現することができない。人間の尊厳、人権を尊

¹³⁷⁾ 大阪弁護士会・前掲注 35) 終身刑を考える 73 頁。

¹³⁸⁾ 菊田幸一「死刑に代替する終身刑について — アメリカの現状を踏まえて」法時 72 巻 10 号 55 頁、55 頁(2000)。

¹³⁹⁾ 菊田・前掲注3) 世界205頁。

¹⁴⁰⁾ チェーザレ・ベッカリーア (尾谷真男訳)『犯罪と刑罰』93頁 (東京大学出版会, 2011)。

重することに焦点を当てなければ、終身刑を導入して死刑を廃止した時点で、それを主張する「死刑廃止論者たち」の使命も終わっている¹⁴¹⁾。

仮釈放のない終身刑は、犯罪者の改善可能性がないこと、または犯罪者が更生したとしても、国は彼らが社会に戻るのを望んでいないことを意味する142)。しかし、研究により、受刑者が成熟・進化し、有意義に社会に貢献する方法を見つける可能性があることを考えると、仮釈放のない終身刑は、受刑者と社会の両方に対して、欠点があることを検討すべきである143)。刑罰改革又は死刑廃止運動の任務は、あらゆる公衆が納得できるものを提供することではなく、むしろ、いかなる犯罪であっても、犯罪者は誰であっても、世論はどうであっても、人道的かつ効果的な刑罰政策を主張することである144)。したがって、死刑廃止論者たちは、すべての者にある固有の人間性を擁護しつつ、いかなる刑事事件に対しても事実上の死刑の適用が誤りであることを認めながら、死刑に挑戦する別の道をとるべきであろ145)。

¹⁴¹⁾ KLEINSTUBER, supra note 63, at 195.

¹⁴²⁾ SLIVA, *supra* note 92, at 512.

¹⁴³⁾ Id. at 498.

¹⁴⁴⁾ Hugo Adam Bedau, Imprisonment vs. death: Does avoiding Schwarzchild's paradox lead to Sheleff's dilemma? 54 Alb. L. Rev. 481, 495 (1990).

¹⁴⁵⁾ Id. at 206.